

「青森市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案**1 条例制定の趣旨・経緯**

平成23年5月2日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、現在省令で施行されている障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を、条例で定めることとされました。

当該条例を定めることにより、地域活動支援センターの利用者が、創作的活動又は生産活動の機会の提供を受けることができ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

2 対象となる施設

本条例の対象となる施設は、「地域活動支援センター」となります。

- ・地域活動支援センターⅠ型 3 施設
- ・地域活動支援センターⅢ型 5 施設

3 条例の基準となる省令

「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第175号)を基準とし条例を定めることとされております。

4 本市の考え方

○従うべき基準

- ①障害福祉サービス等に従事する従業者に係る基準及びその員数
 - ②適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準
- 省令どおりの基準とします。

○標準

- ・利用定員に関する基準
- 省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

○参酌すべき基準

→省令と異なる基準を規定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

主な基準

区分		主な項目	主な内容	
			厚生労働省令	市の考え方
地域活動支援センター	従う	職員の配置基準 工賃の支払	施設長、指導員 生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。	同内容とする 同内容とする
	標準	規模	10人以上	同内容とする。
	参酌	非常災害対策	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それを定期的に職員に周知しなければならない。	同内容とする